



島根県報

平成17年9月30日(金)
号外第97号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 (医療対策課)

告 示

島根県告示第1,045号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(昭和48年島根県告示第235号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく承認を受けた医薬品のうち、薬価基準に記載されていない医薬品の項中「薬価基準に記載されていない医薬品」を「使用薬剤の薬価(以下「薬価基準」という。)に記載されていないものの投与に係る薬剤料」に改め、同項の次に次の1項を加える。

薬価基準に記載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果による投与に係る薬剤料 薬価基準に記載されている医薬品の薬価に100分の105を乗じて得た額

